

常三島ポンプ場2号雨水ポンプ設備ほか
改築工事詳細設計業務

仕 様 書

徳島市上下水道局下水道整備課

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

（1）受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、業務担当者に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

（イ）業務開始日に提出する書類

① 委託業務開始届

（ロ）契約締結後7日以内に提出する書類

- ① 業務予定表
- ② 管理技術者届
- ③ 照査技術者届
- ④ 職務分担表
- ⑤ 業務計画書

（ハ）業務完成日に提出する書類

- ① 委託業務完了届
- ② 照査報告書

③ 納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (2) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、書面により業務担当者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、業務担当者の確認を受けること。 例：【低】○○○○業務

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに業務担当者に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。なお、建築担当技術者は建築士法に定める一級建築士とすること。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 資料の貸与及び返却

- (1) 業務担当者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに業務担当者に返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

1.13 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.14 検査

(1) 受注者は、契約書第 33 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、業務担当者に提出していなければならない。

(2) 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

(3) 業務担当者は、業務担当者及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとし、業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(イ) 業務成果物の検査

(ロ) 業務管理状況の検査

1.15 修補

(1) 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

(2) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

1.16 関係官公庁等への手続き等

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

(2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当者に報告し協議するものとする。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

1.19 契約変更

(1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

(イ) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合

(ロ) 履行期間の変更を行う場合

(ハ) 業務担当者と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

(ニ) 契約書第 32 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

(2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(イ) 業務担当者が受注者に指示した事項

(ロ) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は業務担当者と受注者との協議で決定された事項

1.20 履行期間の変更

- (1) 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- (2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- (3) 受注者は、契約書第 24 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (4) 契約書第 25 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1.21 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (イ) 契約書第 29 条に規定する一般的損害、契約書第 30 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (ロ) 契約書第 42 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (ハ) 受注者の責により損害が生じた場合

1.22 再委託

- (1) 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (イ) 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (ロ) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (2) 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、協力者は、徳島市上下水道局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、徳島市上下水道局の指名停止期間中であってはならない。
- (6) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合には、市内企業の中から優先して選定するよう努めるものとする。

1.23 会計実地検査等への対応補助

本業務並びに本業務完了後に施工する工事は交付金事業であり、市や他の機関等が行う会計実地検査等の対象事業である。受注者は、発注者から会計実地検査等に係る要請があった際には、

検査等に必要の関係資料作成、臨場や技術提案等、発注者に協力しなければならない。

第2章 設計一般

2.1 一般的事項

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指示する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者との協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決に当たらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

(3) 関連管きよの位置、形状、管底高

(4) 吐口の予定位置

(5) 放流先の状況

(6) その他設計に必要な事項

第3章 改築実施設計（詳細設計）

3.1 改築実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

(1) 改築実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受注者は、改築実施設計（詳細設計）業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基

本設計の内容について確認を行わなければならない。

(ロ) 土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。

(ハ) 工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。

(2) 改築実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

(イ) 土木関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 仮設計算書
- ④ 水理計算書
- ⑤ 容量計算書
- ⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ロ) 建築関係

- ① 構造計算書
- ② 基礎計算書
- ③ 設備設計計算書
- ④ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ハ) 機械関係

- ① 設備容量計算書
能力、台数、出力等
- ② 機器リスト表
- ③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ④ 主要機器重量表
- ⑤ 機器搬出入計画書
- ⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(ニ) 電気関係

- ① 設備容量計算書
能力、台数、出力等
- ② 運転操作概要書
- ③ 主要機器重量表
- ④ 機器搬出入計画書
- ⑤ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(3) 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

(イ) 土木関係

- ① 一般平面図
- ② 水位関係図
- ③ 構造図
 - a) 平面図
 - b) 縦横断面図
 - c) 杭配置図
- ④ 詳細図
設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
- ⑤ 配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
- ⑥ 既設撤去図
- ⑦ 工事特記仕様書

(ロ) 建築関係

- ① 建築意匠図 案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、
矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、建具表、
工事特記仕様書、箱抜図
- ② 建築構造図 伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
- ③ 建築機械設備図
系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図
- ④ 建築電気設備図
電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
 - a) 系統図
 - b) 各階配線平面図
- ⑤ 既設撤去図

(ハ) 機械関係

- ① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- ② 全体配置平面図
- ③ 配置平面図（施設ごと）
- ④ 配置断面図（施設ごと）
- ⑤ 配管全体図
- ⑥ 水位関係図、箱抜き参考図等（土木に準ずる）
- ⑦ 既設撤去図
- ⑧ 工事特記仕様書

(ニ) 電気関係

- ① 構内一般平面図
- ② 単線結線図
- ③ 主要機器外形（参考寸法）図

- ④ 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
- ⑤ 主要配線、配管系統図
- ⑥ 配線、配管敷設図（ラック、ダクト、ピット）
- ⑦ 接地系統図
- ⑧ 機器配置図（⑥との共用を含む）
- ⑨ 既設撤去図
- ⑩ 工事特記仕様書

（４）工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- （イ）数量計算書（材料）
- （ロ）工期算定計算書
- （ハ）見積依頼書
- （ニ）工事設計書（金抜設計書）

第４章 照査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

（１）実施設計（詳細設計）

- （イ）設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- （ロ）各種計算書の適切性に関する照査
- （ハ）各種設計図の適切性に関する照査
- （ニ）各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第５章 提出図書

5.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

5.2 実施設計（詳細設計）提出図書

（１）土木建築関係

- （イ）実施設計（詳細設計）図 A 3判折たたみ製本 3部

(ロ) 計算書	A 4 又は A 3 判製本	3 部
(ハ) 工事特記仕様書 (土木)	A 4 判製本	3 部
工事特記仕様書 (建築)	A 3 判折たたみ製本	〃
(ニ) 工事設計書	A 4 判	原稿
(2) 機械関係		
(イ) 実施設計 (詳細設計) 図	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ロ) 計算書	A 4 又は A 3 判製本	3 部
(ハ) 特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(ニ) 工事設計書	A 4 判	原稿
(3) 電気関係		
(イ) 実施設計 (詳細設計) 図	A 3 判折たたみ製本	3 部
(ロ) 計算書	A 4 又は A 3 判製本	3 部
(ハ) 特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(ニ) 工事設計書	A 4 判	原稿
(4) 議事録	A 4 判	3 部
(5) 電子成果品		1 式

第 6 章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 発注者の土木工事一般仕様書
2. 発注者の建築工事・建築設備工事一般仕様書
3. 発注者の機械設備工事一般仕様書
4. 発注者の電気設備工事一般仕様書
5. 日本工業規格 (JIS)
6. 日本下水道協会規格 (JSWAS)
7. 電気規格調査会標準規格 (JEC)
8. 日本電機工業会標準規格 (JEM)
9. 日本農業規格 (JAS)
10. 日本電線工業会標準規格 (JCS)
11. 内線規程 (日本電気協会)
12. 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
13. 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
14. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
15. 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
16. 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編— (日本下水道協会)
17. 水理公式集 (土木学会)
18. コンクリート標準示方書 (土木学会)
19. 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)

20. 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力—
(日本建築学会)
21. 鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会)
22. 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
23. 壁式構造関係設計規準集・同解説 (壁式鉄筋コンクリート造編) (日本建築学会)
24. 土木製図基準 (土木学会)
25. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説(公共建築協会)
26. 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
27. 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
28. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
29. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図
(電気設備工事)
30. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図
(機械設備工事編)
31. 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン
(全日本建設技術協会)
32. 改訂 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
33. 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
34. 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説/揚排水ポンプ設備設計指針 (案) 同解説
(河川ポンプ施設技術協会)
35. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
(公共建築協会)
36. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
(公共建築協会)
37. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
(公共建築協会)
38. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準 (公共建築協会)
39. 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (公共建築協会)
40. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 (公共建築協会)
41. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
(公共建築協会)
42. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)
(公共建築協会)
43. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)
(公共建築協会)
44. ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
45. ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・設備計画マニュアル編) (ダム・堰施設技術協会)
46. 水門・樋門ゲート設計要領 (案) (ダム・堰施設技術協会)

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「一般仕様書第1章1.1、及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 常三島ポンプ場

- | | |
|-----------|--|
| 1) 位置 | 徳島市北常三島町3丁目 |
| 2) 排除方式 | 合流式 |
| 3) ポンプ場種類 | 雨水ポンプ場 |
| 4) 能力 | 12.8 m ³ /秒 (770 m ³ /分) |

5) その他特記事項

I. 設計対象施設と設計範囲

設計 工種	土木設計				建築設計				機械設計					電気設計				適用				
	設計 対象 水量 (m³/秒)	改 築 レ ベル	構 成 部 分	設 計 範 囲	設計 対象 水量 (m³/秒)	改 築 レ ベル	構 成 部 分	設 計 範 囲	設計 対象 水量 (m³/秒)	改 築 レ ベル	構 成 部 分	設 計 範 囲	設計 対象 水量 (m³/秒)	改 築 レ ベル	構 成 部 分	設 計 範 囲						
沈砂池・ポンプ室			躯体				躯体		3.67	2	ポンプ設備	◎	ポンプ本体	◎	3.67		特高受変電設備・受変電設備					
			内部防食・防水				仕上げ等					◎	原動機、減速機	◎			自家発電設備					
			手摺・蓋類等				建築機械					◎	燃料タンク設備、補機、配管弁類、ダクト等	◎			制御電源及び計装用電源設備					
							建築電気						ゲート設備				ゲート設備					
													除砂設備				揚砂設備			2	負荷設備	◎
																	沈砂洗浄機、分離機			2	計装設備	◎
																	移送・貯留設備			2	監視制御設備	◎
																	除塵設備					
																	スクリーン、自動除塵機、破砕機					
																	スクリーンかす洗浄機、スクリーンかす脱水機					
					移送・貯留設備																	

(注) 1 設計範囲 (例)

◎：図面、数量を含むすべて

○：図面まで

△：数量計算のみ

II. 改築レベルの区分

改築レベル		レベル区分の説明	
		土木・建築	機械・電気
レベル1		該当なし	処理方式、処理フロー及び維持管理方式の変更などに伴い、一連の主要設備を新たな仕様（機種、台数、能力、システムなど）へ変更し、改築を行う場合
レベル2	2-1	構造物、部屋などの用途変更及び耐震性能向上のための補強などによる荷重、躯体部の変更並びに法令基準等の改正対応に伴う改築を行う場合	劣化した主要設備の最新の技術動向に対応した改築と、それに伴う関連設備（補機、電気設備等）の改築を行う場合
	2-2		
レベル3		劣化した付帯設備の単純な改築を行う場合	劣化した設備の、仕様変更や仮設を伴わない単純な改築を行う場合

III. 補正

設計対象施設名	補正項目	有・無	補正項目	有・無
沈砂池・ポンプ室	設計対象水量に係る補正	有	杭基礎及び地盤に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	排除方式に係る補正	<input checked="" type="radio"/> 有・無	地盤に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	覆蓋に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	増築に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	脱臭に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	吐口に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	流入管底深度に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		

IV. 改築予定の設備

ユニットNo.	ユニット	核となる資産	資産番号	資産名称	形式	設置年度	管理区分
16_015	常三島_No.2雨水ホソソフ設備	○	16PM027	2号雨水主ホソソフ_常三島_沈砂池ホソソフ棟	雨水ホソソフ	1979	状態監視
			16PM031	2号テイーセルエンジン_常三島_沈砂池ホソソフ棟	テイーセル機関	1979	状態監視
			16PM035	2号雨水ホソソフ減速機_常三島_沈砂池ホソソフ棟	減速機	1979	状態監視
			16PM039	2号雨水ホソソフ吐出弁_常三島_沈砂池ホソソフ棟	電動弁	1979	事後
			16PM043	2号逆流防止弁_常三島_沈砂池ホソソフ棟	逆止弁	1979	事後
			16PM047	2号エンジン冷却水ホソソフ_常三島_沈砂池ホソソフ棟	冷却水ホソソフ(水中ホソソフ)	2009	事後
			16PM050	2号温水ホソソフ_常三島_沈砂池ホソソフ棟	冷却水ホソソフ(陸上ホソソフ)	2013	事後
			16PM052	2号軸封水ホソソフ_常三島_沈砂池ホソソフ棟	冷却水ホソソフ(水中ホソソフ)	1978	事後
			16PM054	2号燃料移送ホソソフ_常三島_沈砂池ホソソフ棟	ギヤホソソフ	2010	事後
			16PM056	2号エンジン用空気槽_常三島_沈砂池ホソソフ棟	空気槽	2013	事後
			16PM060	2号空気圧縮機_常三島_沈砂池ホソソフ棟	空気圧縮機	2013	事後
			16PM064	2号エンジン用消音器(1次)_常三島_沈砂池ホソソフ棟	消音器	1979	事後
			16PM065	2号エンジン用消音器(2次)_常三島_沈砂池ホソソフ棟	消音器	1979	事後
			16PE025	2号雨水ホソソフ盤_常三島_沈砂池ホソソフ棟	動力制御盤	1978	時間計画

(2) 北部浄化センター

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1) 位置 | 徳島市東沖洲一丁目 |
| 2) 下水排除方式 | 分流式 (一部合流式) |
| 3) 処理方式 | |
| 汚水 | 標準活性汚泥法+ステップ流入式2段硝化脱窒法 |
| 汚泥 | 濃縮、脱水 |
| 4) 能力 | |
| 計画人口 | 47,000 人 (事業計画) |
| 計画1日最大汚水量 | 32,540 m ³ /日 (事業計画) |
| | 64,700 m ³ /日 (全体計画) |
| 処理能力 | 30,100 m ³ /日 |

5) その他特記事項

I. 設計対象施設と設計範囲

設計 工種	土木設計				建築設計				機械設計					電気設計				適用
	設計 対象 水量 (千m ³ /日)	改築 レベ ル	構成部分	設計 範囲	設計 対象 水量 (千m ³ /日)	改築 レベ ル	構成部分	設計 範囲	設計 対象 水量 (千m ³ /日)	改築 レベ ル	構成部分	設計 範囲	小分類	設計 範囲	設計 対象 水量 (千m ³ /日)	改築 レベ ル	構成部分	
設計 対象 施設 汚水 調整 池	30.1	2-2	躯体	◎			躯体		30.1	2	ゲート設備	◎	ゲート設備	◎	30.1	2	負荷設備	◎
			内部防食・防水				仕上げ等				攪拌装置		攪拌装置				計装設備	◎
			手摺・蓋類等				建築機械							監視制御設備			◎	
							建築電気							※ゲート設備の遠隔操作化の検討を実施すること				

注 1 設計範囲 (例)

◎ : 図面、数量を含むすべて

○ : 図面まで

△ : 数量計算のみ

II. 改築レベルの区分

改築レベル	レベル区分の説明	
	土木・建築	機械・電気
レベル1	該当なし	
レベル2	2-1	構造物、部屋などの用途変更及び耐震性能向上のための補強などによる荷重、躯体部の変更並びに法令基準等の改正対応に伴う改築を行う場合
	2-2	
レベル3	劣化した付帯設備の単純な改築を行う場合	
		劣化した主要設備の最新の技術動向に対応した改築と、それに伴う関連設備（補機、電気設備等）の改築を行う場合
		劣化した設備の、仕様変更や仮設を伴わない単純な改築を行う場合

(2) 補正

設計対象施設名	補正項目	有・無	補正項目	有・無
汚水調整池	設計対象水量に係る補正	有	脱臭に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	排除方式に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	2階層沈殿池に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	杭基礎及び地盤に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	構造分類に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	放流きょ及び吐口に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	増築に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	合棟及び分棟に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	場内整備に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	覆蓋及び覆蓋以外の建屋に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	簡易な処理場に係る補正	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

IV. 改築予定の設備

ユニットNo.	ユニット	株となる資産	資産番号	資産名称	形式	設置年度	管理区分
02_203	北部_No. 1-1最初沈殿池設備(1系)	○	02PM105	1系No. 1-1初沈汚泥掻寄機_北部_1系水処理棟	中央駆動式汚泥かき寄せ機	2000	状態監視
			02PM109	No. 1-1初沈流入ゲート_北部_1系水処理棟	手動ゲート(鑄鉄製)	1997	事後
			02PM113	No. 1汚水分配堰_北部_1系水処理棟	手動可動堰(鑄鉄製)	1997	事後
			02PM114	No. 2汚水分配堰_北部_1系水処理棟	手動可動堰(鑄鉄製)	1997	事後
			02PM115	1系No. 1沈殿汚泥ポンプ_北部_1系水処理棟	槽外形汚泥ポンプ	1997	事後
			02PM116	1系No. 2沈殿汚泥ポンプ_北部_1系水処理棟	槽外形汚泥ポンプ	1997	事後
			02PM117	1系No. 1-1生汚泥引抜弁_北部_1系水処理棟	電動弁(鑄鉄製)	2000	事後
			02PM121	1系No. 1初沈スラム移送ポンプ_北部_1系水処理棟	槽外形汚泥ポンプ	1997	事後
			02PM122	1系No. 2初沈スラム移送ポンプ_北部_1系水処理棟	槽外形汚泥ポンプ	1997	事後
			02PM123	返送水管ハタフライ弁(1)_北部_1系水処理棟	手動弁(鑄鉄製)	1997	事後
			02PM124	返送水管ハタフライ弁(2)_北部_1系水処理棟	手動弁(鑄鉄製)	1997	事後
			02PM125	1, 2系初沈床排水ポンプ_北部_1系水処理棟	水中ポンプ	1997	事後
			02PE099	1系水処理設備コントロールセンタ1~4_北部_消毒設備棟	コントロールセンタ	1997	時間計画
			02PE100	1系水処理設備コントロールセンタ5~6_北部_消毒設備棟	コントロールセンタ	2001	時間計画
			02PE101	1系水処理設備コントロールセンタ(2)_北部_消毒設備棟	コントロールセンタ	2001	時間計画
			02PE128	1, 2系水処理流入量_北部_1系水処理棟	流量計	1997	時間計画
			02PE129	1, 2系初沈汚泥引抜流量計_北部_1系水処理棟	流量計	1997	時間計画
			02PE130	1, 2系初沈汚泥引抜濃度計_北部_1系水処理棟	濃度計	1997	時間計画
			02PE141	1, 2系初沈スラムレベル計_北部_1系水処理棟	レベル計	1997	時間計画
			02PE148	流入渠pH計_北部_水処理	pH計	2016	時間計画
			02PE283	1系No. 1-1初沈汚泥掻寄機現場操作盤_北部_1系水処理棟	現場操作盤	2001	時間計画
			02PE287	作業用電源盤(1)_北部_1系水処理棟	作業用電源盤	1997	事後
			02PE295	1, 2系初沈床排水ポンプ現場操作盤_北部_1系水処理棟	現場操作盤	1997	時間計画
			02PE296	1系沈殿汚泥ポンプ現場操作盤_北部_1系水処理棟	現場操作盤	1997	時間計画
			02PE297	1系初沈スラム移送ポンプ現場操作盤_北部_1系水処理棟	現場操作盤	1997	時間計画
			02PE304	作業用電源盤(4)_北部_1系水処理棟	作業用電源盤	1997	事後
			02PE325	1, 2系水処理設備コントローラ盤(1)(2)_北部_消毒設備棟	シーケンスコントローラ	1997	時間計画
			02PE334	1系水処理設備補助継電器(1)~(3)_北部_消毒設備棟	補助リレー盤	1997	時間計画
			02PE335	1系水処理設備補助継電器(4)_北部_消毒設備棟	補助リレー盤	2001	時間計画

 ・・・改築予定設備（この他に一体で改築することが望ましい設備がある場合はその設備も含む）